

京都市告示第 18 号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成29年4月5日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人京都総合学習支援スクール（代表理事 根岸 久夫）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区松ヶ崎小脇町16-3 グラシオビル2階

3 事業所の名称

発達支援教室ここいく

4 事業所の所在地

京都市左京区松ヶ崎小脇町16-3 グラシオビル2階

5 指定する事業の種類

放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成29年3月31日

7 事業所番号

2650600170

(保健福祉局障害保健福祉推進室)